

倉敷市公告第474号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、届出事項の概要等を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了までに市長に意見書を提出することができる。

令和6年7月9日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) DCM倉敷水島店

所在地 倉敷市水島南幸町99番

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 DCM株式会社

住所 東京都品川区大井6丁目22番7号

代表者の氏名 代表取締役 石 黒 靖 規

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 DCM株式会社

住所 東京都品川区大井6丁目22番7号

代表者の氏名 代表取締役 石 黒 靖 規

(4) 大規模小売店舗を新設する日

令和7年2月28日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,415平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数 52台
- イ 駐輪場の収容台数 90台
- ウ 荷さばき施設の面積 60平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 22.5立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - 開店時刻 午前9時00分
 - 閉店時刻 午後8時00分
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前8時30分から午後8時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
 - 3か所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 午前6時00分から午後10時00分まで

2 届出年月日

令和6年6月27日

3 縦覧期間

令和6年7月9日から令和6年11月11日まで

4 縦覧の場所

倉敷市役所商工労働部商工課